

# プロテクティブスニーカーの表示に関する規程

2011年	5月30日	制定
2017年	11月1日	改訂
2018年	7月1日	改訂
2021年	7月30日	改訂
2022年	9月1日	改訂
2024年	10月1日	改訂

発行 公益社団法人 日本保安用品協会

プロテクティブスニーカーの表示に関する規程の改訂来歴

制定・改訂区分	制定・改訂日	主な改訂内容
制定	2011年5月30日	新規制定
改訂	2017年11月1日	プロテクティブスニーカー規格の改訂に伴う種類増に対応した改正
改訂	2018年7月1日	業務見直し及び商標登録に伴う改訂
改訂	2021年7月30日	プロスニーカー、プロブーツ表記及び市場買取調査の審査項目についての改正
改訂	2022年9月1日	包装へ製造年月日の表示を削除 取り扱い説明書について追記 プロスニーカー及びプロブーツの登録商標義務事項を追記
改訂	2024年10月1日	表底材料による種類を追加し表底が非耐燃料油性ゴムの場合の表示を追加

(目的)

**第1条** 本規程は、製造業者又は販売業者が公益社団法人 日本保安用品協会（以下「協会」という。）に型式認定を申請し、認定を取得後に販売するプロテクティブスニーカー（以下「プロスニーカー」という。）の表示に関する事項を定めることを目的とする。

(表示に関する基本的な考え方)

**第2条** 協会は、プロスニーカーについて規定された表示に関する事項にしたがって表示を行うことによって不正表示又は誤解を与えるような表示を排除し、使用者がプロスニーカーの購入時に安心して購入できるような表示を行うことを基本的な考え方とする。

(適用範囲)

**第3条** 本規程に基づく表示の対象品は、製造業者又は販売業者が協会に型式認定の申請を行い、認定取得後に販売するプロスニーカーとする。

なお、協会から型式認定の取得をせずに販売する非認定品（認定外品）には適用しない。

(プロテクティブスニーカー規格に規定された表示)

**第4条** プロスニーカー、プロブーツには、本規定に規定された表示を行わなければならない。

**2** 製品の表示は原則的にベロ裏に行い、次のとおりとする。

**2の1** 規格名称の表示は、「プロテクティブスニーカー規格」又は「JSAA規格」とするが、製品に表示する場合は「JSAA」とする。

**2の2** 作業区分、付加的性能による種類表示は、表1-3、1-4のとおりとし、付加的性能による種類表示は、表2のピクト又は指定された文字表示とする。

表 1 認定プロスニーカーの種類

表 1-1 靴のタイプによる種類

プロスニーカー
プロブーツ

注 この表示は申請時のみ必要

表 1-2 甲被による種類

革製
人工皮革製
合成皮革製
編物製
プラスチック製
ゴム製

表 1-3 作業区分による種類

A 種
B 種

表 1-4 付加的性能による種類

かかと部の衝撃エネルギー吸収性
耐踏抜き性
耐滑性
静電気帯電防止性
漏れ防止性

表 1-5 表示に係る表底材料による種類

耐燃料油性ゴム（ソールタイプⅠ）
非耐燃料油性ゴム（ソールタイプⅡ）

2の3 表底材料の種類表示は、表 1-5 の通りとし、種類表示は、表 3 のピクトグラム（ピクト）又は指定された文字表示とする。

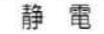
2の4 靴へのサイズ表示は、足囲を含むサイズを表示する。（例：26.0EEE）

2の5 製造業者名、販売業者名又は輸出入業者名の表示は、いずれも表示できるが、流通経路で1社又は複数の業者が介在して製品が販売される場合においては、最終的に消費者に対して製品の保証責任を負う業者名を表示しなければならない。

なお、業者名が変更された場合は、速やかにその旨を協会に連絡し、その後の製造ロットから表示の変更を行うこと。

表 2 付加的性能による種類表示

付加的性能による種類	ピクト表示 (左がピクト、右が文字表示)
かかと部の衝撃エネルギー吸収性	

耐踏抜き性	  
耐滑性	  
静電気帯電防止性	  
漏れ防止性	  

2の6 製造年月又はその略号の表示は、各業者の社内ルールに従って表示し、製品の任意の場所に行う。

また、表示には着用による経年変化に対する一定の耐性を持たなければならない。

2の7 協会の型式認定表示は、ベロ裏の左上部の位置に図1に示した表示を行う。



図1 製品の型式認定表示

ベロ裏に「2の1」～「2の7」の表示を行った例を図2-1及び図2-2に示す。ベロ裏には、サイズ、製造国、管理番号など指定表示以外の表示を入れることができる。その場合の図2-1では縦寸法は45±5mmまで伸ばすことができる。図2-2では50±5mmまで伸ばすことができる。

尚、表示の色については指定しないが、見やすい色とする。

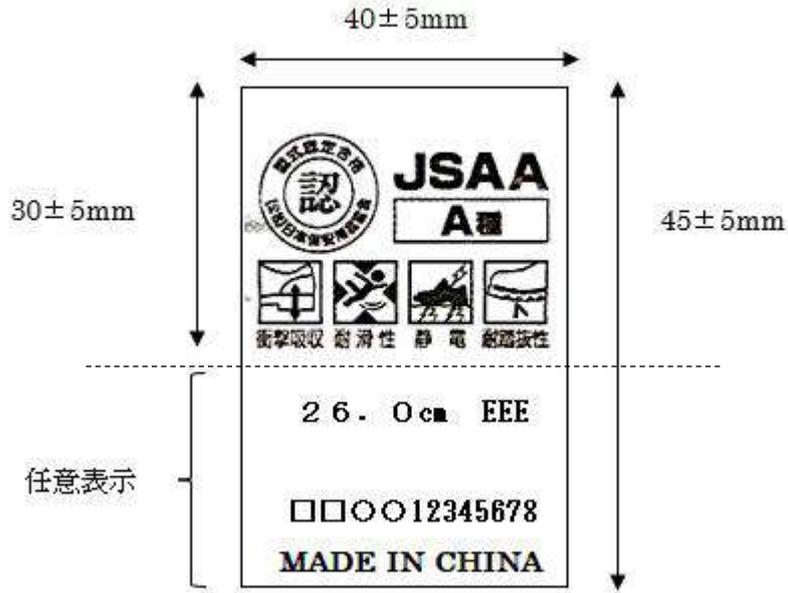


図 2-1 ベロ裏表示例

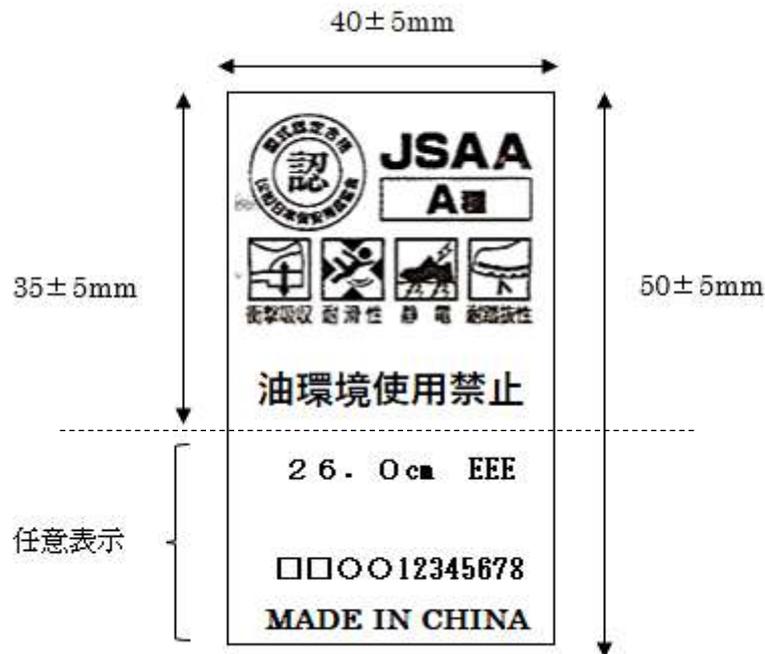


図 2-2 ベロ裏表示例  
(ソールタイプⅡの場合)

2の8 製品の甲被部へ規格名称及び作業区分による種類表示を行う場合は、**図 3**のとおり  
の表示とする。寸法は縫い代を除いた標準寸法とする。

この表示を行うかどうかについては、各業者の判断とし、必須とはしない。  
また、表示の色については、指定しない。

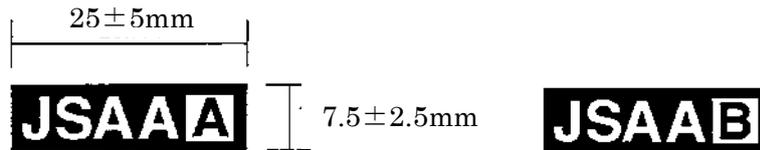


図3 製品の甲被部へ行う規格名称及び作業区分による種類表示

3 包装の表示は、包装材の見やすい位置に印刷又はシール貼りにより次の表示を行う。

3の1 登録商標の表示は、プロスニーカー、プロスニーカー®又は、プロブーツ、プロブーツ®とする。(英語表記、®表記は任意とする。)

3の2 「甲被による種類」及び「作業区分による種類」の表示は、表1-2及び表1-3のとおりとする。

3の3 靴の登録名称及びサイズの表示は、協会に認定登録を行った商品名及び当該サイズを表示する。

サイズ表示は2の4の表示のとおりとする。

3の4 保証責任業者名の表示は、2の5の表示のとおりとする。

3の5 協会の型式認定表示は、包装材の任意の場所に図4の表示を行う。

3の6 型式認定表示の色は黒又は白抜きとし、2つの表示の間隔をあまりあけないようにする。

尚、図4の認定番号は認証を受けた製品の型式ごとに変わる。

3の7 ソールタイプⅡにおける包装表示は、表3のとおりとする。

表示の「禁止マーク」、「ソールタイプⅡ非耐燃料油底」文字表示の色は原則として赤を用いることとするが、白抜きや単色表示なども可とする。

3の8 図4に示した「型式認定表示」及び「ソールタイプⅡ」の表示の縦寸法は、何れも18mm以上とする。

4 カタログ、ホームページ、宣伝広告等への表示は必要事項を明確に記載する。

4の1 作業区分による種類、表底材料による種類(ソールタイプⅡの場合必須)、付加的性能、サイズ、甲被素材、製法を記載する。

4の2 ソールタイプⅡの場合は、表3のピクトグラム又は指定文字標記の何れかを、製品仕様欄に必ず記載する。

表 3 表底材料の種類による表示

<p>非耐燃料油性ゴム (ソールタイプⅡ) に関する表示内容</p>	<p>包装、製品への表示例</p>
<p>包装への表示 3 例</p> <p>*「ソールタイプⅡ (非耐燃料油底)」と「ピクトグラム又は文字表示」は、近傍に記す。</p> <p>*禁止マークは、赤色を原則とするが、他の色及び単色表示も可とする。</p> <p>*文字は赤、黒又は、白抜き等で表示する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>ソールタイプⅡ (非耐燃料油底)</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">非耐油底</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">油環境使用禁止</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">油環境禁止</div> </div> <p>※上記の「ソールタイプⅡ (非耐燃料油底)」の表示と「ピクト又は文字表示 (3 種類)」の内、何か 1 つと組み合わせて表示する。</p>
<p>製品 (ベロ裏及び/又は甲部) への表示 4 例</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">非耐油底</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-weight: bold;">油環境使用禁止</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-weight: bold;">油環境禁止</div> </div> <p>※上記の 4 つのピクト又は文字表示の内、1 つを表示する。</p>



図4 包装材への「型式認定表示」及び「ソールタイプⅡに必要な表示」

- 5 型式認定合格証明票（型式認定タグ）の取付けについては型式認定合格証明票（型式認定タグ）を表4の「製品」に記載のとおり1足ごとに1枚を、ニードルガン等を使用し製品に結束取り付けをする。
- 5の2 型式認定合格証明票（型式認定タグ）は図5のとおりとする。  
色は黄橙色の下地に黒文字または一部白抜きとし、材質はコート紙とする。



図5 型式認定合格証明票（型式認定タグ）

6 表示の内容とその位置については、表4のとおりとする。

表4 表示内容と表示位置

表示場所	表示の種類	表示の位置	表示内容	大きさ指定	取付け方法
製品	規格名称	ベロ裏	第4条の2の1	有り	印刷した布を縫付又は貼り付け又は融着
	作業区分、付加的性能による種類	又は靴内面	第4条の2の2	有り	
	表底の種類 (ソールタイプⅡ)	ベロ裏又は靴側面	第4条の2の3 第4条の2の7	ベロ裏のみ有	
	靴のサイズ	靴底等の見やすい位置	第4条の2の4	無し	型出し又は印刷その他
	製造業者名、販売業者名 又は輸出入業者名	任意の位置	第4条の2の5	無し	
	製造年月又はその略号		第4条の2の6	無し	
	公益社団法人日本保安用品協会の型式認定表示	ベロ裏 又は靴内面	第4条の2の7	有り	印刷した布を縫付又は貼り付け又は融着
規格名称及び作業区分	靴の甲被部	第4条の2の8	有り	型出し又は織ネーム他	
包装	登録商標	任意の位置	第4条の3の1	無し	印刷又はシール貼り
	甲被による種類及び作業区分による種類		第4条の3の2	無し	
	靴の登録名称及びサイズ		第4条の3の3	無し	
	保証責任業者名		第4条の3の4	無し	
	公益社団法人日本保安用品協会の型式認定表示		第4条の3の5 第4条の3の6	有り	
	表底材料が非耐燃料油性ゴムの表示	任意の位置 へ原則として赤文字にて表記	第4条の3の7 (付属書2参照)	有り	
製品	型式認定合格証明票 (型式認定タグ)	製品の片足	第4条の5の2	有り	ニードルガン等による取付け
取扱説明書	製品の有する機能、その他の注意事項	別紙にて作成	第5条の4	無し	個装箱内又は個装箱

(不正表示及び使用者に誤解を与えるような表示の禁止)

**第5条** プロスニーカーには、不正表示及び使用者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

- 2 不正表示とは、事実と反する表示であり、附属書1にその一例を示す。
- 3 使用者に誤解を与えるような表示とは、紛らわしい表現、誇大な表現の表示などがあり、附属書1にその一例を示す。
- 4 包装、製品、取り扱い説明書への表記は、当該製品が認定された性能他、必要事項を正確に日本語で記載しなければならない。

(表示に関する審査)

**第6条** プロスニーカーの表示に関しては、次のとおり審査を実施する。

- 2 協会は、申請者から提示された型式認定申請書を受領した後、同時に提出された製品及び包装の表示について、本規定の取決めに従い適正に表示されているかを審査する。  
この時、協会は必要に応じて専門家を含む第三者に立会いを求める場合がある。
- 3 協会は、任意に実施する型式認定・推奨事業適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）において、本規定の取決めに従い、その表示を審査する。
- 4 協会は、型式認定及び定期的審査によって再審査を行う場合、本規定の取決めに従い、その表示を再審査する。

(表示の修正)

**第7条** 協会が、表示に関する審査において、表示内容の修正が必要と判断した場合、当該製品の取扱い責任業者は速やかに表示の修正を実施しなければならない。

- 2 型式認定申請において、協会より表示の修正指示があった場合、当該製品の取扱い責任業者は修正を行い、修正後の表示の見本を提出し承認を得ることとし、承認を得るまでは原則として型式認定表示をした製品を市場に出荷してはならない。
- 3 定期的審査において、協会より表示の修正指示があった場合、当該製品の取扱い責任業者は修正を行い、修正後の表示の見本を提出し承認を得ることとし、承認を得るまでは原則として型式認定表示をした製品を市場に出荷してはならない。  
なお当該製品の取扱い責任業者は、修正前の型式認定表示をした製品の市場流出量（数量）について、協会に報告しなければならない。
- 4 協会は、表示の修正に関して判定が難しい場合は、必要に応じて適正化委員会を招集することができる。

(表示に関する疑義の調整)

**第8条** 表示に関する疑義が生じた場合は、協会が調整に当たるが、必要に応じて適正化委員会を招集することができる。

(規程の改廃)

**第9条** 本規程は、協会が改訂の必要を認めた場合、及び/又は上位規程である「プロテクテ

ィブスニーカー規格」が改訂された場合に見直しを行い、改訂が必要な場合は速やかに改訂原案作成委員会を組織し、改訂を行うこととする。

本規程は前述の事由が発生しない限り、有効性を自動継続する。

(プロスニーカー及びプロブーツの登録商標記載の義務事項)

**第10条** プロテクティブスニーカー規格の靴のタイプによる種類で区分した「プロスニーカー」及び「プロブーツ」のカタカナ、英語表記は、協会の登録商標である。

したがって日本プロテクティブスニーカー協会の会員が認定品に関する説明を行うために、個装箱やカタログ、冊子等の印刷物には下記の通りの表示をしなければならない。但しその場合は、同表示と同一紙面上又は同一冊子の1箇所以上に、その旨を表示する。個装箱への表示は「ゴシック体」とする。

市場買取調査の審査項目として2020年4月1日より適用(付属書2に表示例を記載。)

記載例	カタカナの場合	<b>プロスニーカー</b>	または	<b>プロスニーカー®</b>
		<b>プロブーツ</b>	または	<b>プロブーツ®</b>
	アルファベットの場合	<b>PROSNEAKER</b>	または	<b>PROSNEAKER®</b>
		<b>PROBOOTS</b>	または	<b>PROBOOTS®</b>

次に登録商標であることの解説としての表示例を示す。

表示例：「プロスニーカー」は公益社団法人日本保安用品協会の登録商標です。」

「プロブーツ」は公益社団法人日本保安用品協会の登録商標です。」

プロスニーカー、プロブーツの表記とセットとして必ず記載する。

## 附属書1 不正表示及び使用者に誤解を与える表示とその具体例

### 1 不正表示

JIS 規格品又は JIS 規格適合品の表示を行っている場合は不正表示となります。

ケース 1: JIS 規格品でないものに JIS 規格品と表示するのは明らかに違法表示となります。

ケース 2: また JIS 規格適合品のように「適合」となっている場合も JIS 規格と全く同じという意味で使用されますので、同様に不正表示と考えます。

表示例

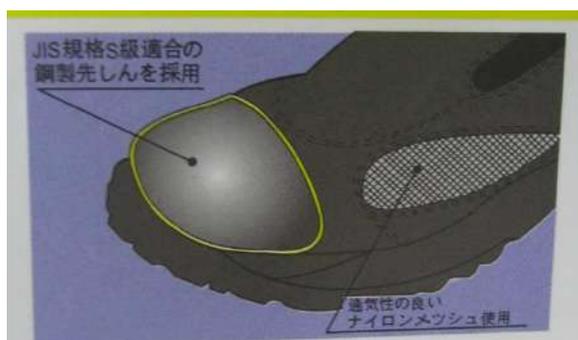


### 2 使用者に誤解を与える表示

- (1) JIS 規格の安全性能に適合した先芯を使用している旨の表示を行っている場合は使用者に誤解を与える紛らわしい表示となります。

JIS T8101 及び JSAA 規格における耐衝撃性及び耐圧迫性試験においては、靴のつま先部が試験対象であり、夫々規程の衝撃、圧力が加わった際に中底と先芯のすき間寸法が規定値以上であるか否かで判定されます。靴としての適合性が判定の基準になりますので、先芯だけが JIS 適合ということはありません。

表示例



- (2) 性能に関し包装材、タグなどに国家規格、国家水準、EU 規制参照規格、国際規格等と表記した場合は、使用者に誤解を与える紛らわしい表示となります。

チラシやカタログ等の製品案内パンフレットや広告又は靴箱等については、以下の例のように該当する具体的な規格も併記し、使用者に誤認混同を与えないようにしなければなりません。

ケース 1: 国家規格、国家標準…製品が規格に合格していれば「JIS」と表記するべきです。

ケース 2: EU 規制参照規格…製品が規格に合格していれば「EN 規格」と記載するべきです。

ケース 3：国際規格…製品が規格に合格していれば「ISO 規格」と記載すべきです。

- (3) プロテクティブスニーカー規格に規定されていない数値や性能について表記した場合は、使用者に誤解を与える紛らわしい表示となります。

プロテクティブスニーカー規格において、規格の中に規定されていない性能項目について数値表示を記述したり、規定されていない性能について、「JSAA 認定品」と併記し、あたかもプロテクティブスニーカー規格が求めている基準値や性能であるかのように表示することは誤解されるような表示と見なされるので避けなくてはなりません。

- (4) プロスニーカーについて安全、セーフティもしくはそれに類似する名称を補足表示する場合は、使用者に安全靴と誤解を与える紛らわしい表示と判断される場合がありますので注意して下さい。

附属書2 「プロスニーカー」 個装箱への記載具体例

ソールタイプⅡについて第4条、5条、10条記載を反映した個装箱側面ステッカーへ表示例を以下に示す。

例1：指定文字表示の場合



「プロスニーカー」は公益社団法人日本保安用品協会の登録商標です。

例2：付加的性能ピクトグラムの表示が無い場合



例3：付加的性能のピクトグラム表示がある場合



以上